

平成27年度 第3回 荒川区清掃審議会

次 第

- 1 日 時 平成28年3月10日(木)
午前10時00分から11時30分まで(予定)
- 2 会 場 区役所 3階 議員待遇者控室
- 3 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 前回の審議内容の確認及び回答【資料1・2】
 - ・ 荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について
(答申案)【資料3・4】
 - (3) 今後の予定【資料5】
- 4 配付資料
 - 【資料1】リサイクル率全国平均達成時の各項目別内訳・・・・・・・・ P 1
 - 【資料2】松本市と福井県の取組 [概要]・・・・・・・・ P 2 ~ 7
 - 【資料3】荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する
基本的な考え方について [答申案概要]・・・・・・・・ P 8 ~ 1 2
 - 【資料4】荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する
基本的な考え方について [答申案]・・・・・・・・ P 1 3 ~ 3 0
 - 【資料5】今後の予定・・・・・・・・ P 3 1

資料 1

項目	平成 2 6 年度 実績	全国平均達成時	
		各項目数値	平成 2 6 年度比
可燃ごみ(A) (t)	41,518	37,536	-9.6%
不燃ごみ(B) (t)	1,889	1,761	-6.8%
粗大ごみ(C) (t)	1,279	1,279	0.0%
持込ごみ(D) (t)	10,861	10,861	0.0%
資源回収量(E) (t)	11,003	12,937	17.6%
リサイクル率(%)	16.5%	20.1%	21.6%
総ごみ量合計(t) (A+B+C+D)	55,546	51,437	-7.4%
資源+ごみ量(総排出量)(t) (A+B+C+D+E)	66,549	64,374	-3.3%
人口(人)	207,652	211,202	
一人一日当たりごみ量(g)	733	667	-9.0%
一人一日当たり資源(g)	145	168	15.6%
一人一日当たり総排出量 (g)	878	835	-4.9%

各ごみ量(可燃・不燃・粗大・持込)・資源回収量・総ごみ量・総排出量は、端数を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

平成 2 6 年度実績の人口は、平成 2 6 年 4 月 1 日現在である。全国平均達成時の人口は平成 2 8 年 1 月 1 日現在の人口である。

松本市と福井県の実組（概要）

1. 松本市の実組

松本市では、食育の推進、生ごみの削減の観点から、『もったいない』をキーワードとして、あらゆる世代、家庭や外食時などさまざまな場面で食べ残しを減らす実組を進めている。

おそとで残さず食べよう 30・10（さんまるいちまる）運動

- ・飲食店から出る食品ロスの約6割はお客さんの食べ残し
- ・外食では、食べられる量を注文する
- ・また、松本市では、会食や宴会などでは乾杯後の30分間と、お開き前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす『残さず食べよう 30・10運動』を進めており、希望者にコースターやポケットティッシュの配付を行っている。



おうちで残さず食べよう 30・10運動

- ・松本市が行った調査では、手つかずの未使用食品や野菜の可食部等が多く廃棄されていたほか、市民の望む情報としてもったいないクッキングに関するものが多い結果が出た。
- ・松本市では、毎月10日と30日を家庭で実組を行う日とし、周知啓発を行っている。
- ・毎月10日はもったいないクッキングデー
今まで捨てていた野菜の茎や皮などの可食部を使用し、子どもと一緒に料理する
- ・毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー
冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉などの傷みやすいものを積極的に料理する

なお、「残さず食べよう 30・10運動」については、全国で幅広く名称を使用し実施してもらいたいと考えているため、名称の使用や実践については画像や印字転用を除き制限しない。

園児対象の環境教育

- ・ 食べ物を作ってくれた人への感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくして食品ロスを減らすための環境教育を行っている。
- ・ 食品ロス削減用紙芝居（保育士が作成・ダウンロード可）も利用している。



紙芝居の一例

小学生対象の環境教育

- ・ 小学生を対象に食品ロスに関する環境教育を実施している。
生きていくために食べ物が必要であること、世界には食べたくても食べられない人がいること、自給率が低いこと、それでも捨てている食べ物がたくさんあることなどを、保育園の環境教育と同様にパワーポイントを使って説明している。

プラチナメニュー

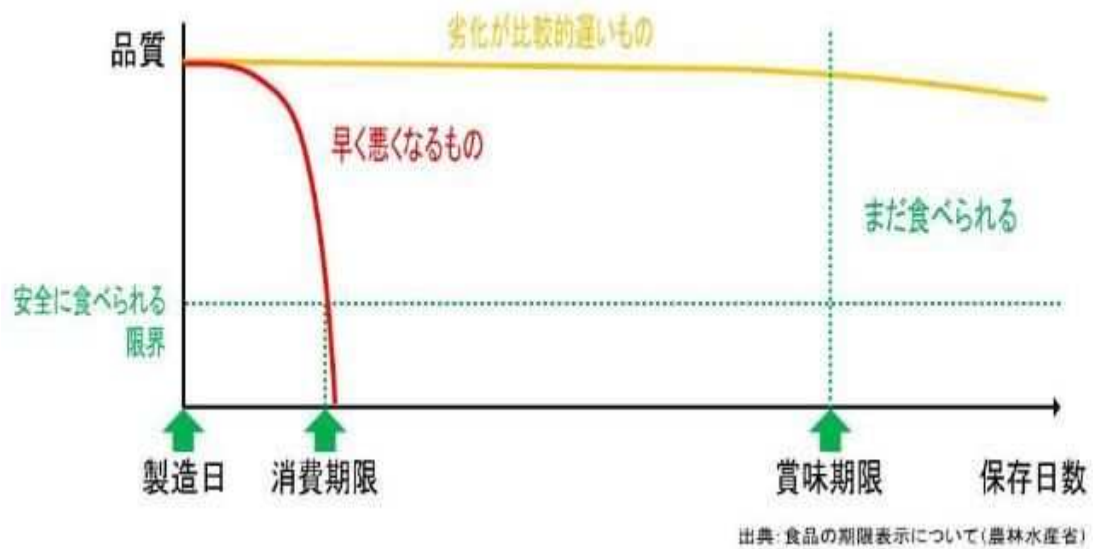
- ・ 食品ロスを減らすにあたり、高齢者などから、宴会時において出される料理が多く、そもそも食べ切れないとの意見もあることから「量より質を重視したメニュー」や「食べ切れる分量のメニュー」を「プラチナメニュー」と名付け、協力店を募集している。

もったいないクッキング（松本大学とも連携）

- ・ もったいないクッキングの実践や、松本大学と連携したレシピの開発、もったいないクッキングレシピの募集などを行っている。

賞味期限と消費期限の違いのPR活動

- ・ 松本市では、賞味期限（おいしく食べることのできる期限）と消費期限（過ぎたら食べないほうが良い期限）の違いを区民に対する周知を徹底している。



賞味期限と消費期限

	賞味期限	消費期限
意味	おいしく食べることができる期限	期限を過ぎたら食べない方がよい期限
表示	3カ月を超えると年月 3カ月以内は年月日	年月日
対象	卵・牛乳・ハム・ソーセージ・缶詰 レトルト食品・カップめん など	弁当・サンドイッチ・惣菜・ケーキ など

2. 福井県での取組「おいしいふくい 食べ切り運動」

家庭やホテル・レストランなどでおいしいふくいの食材を使っておいしい料理を作る。

作られた料理をおいしく食べ切る。

残ってしまった料理は、家庭では新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時は持ち帰って家庭で食べ切る。

飲食店、料理店、ホテル等の事業者へのお願い

- ・ ハーフサイズや小盛など、食べ残しが出ない工夫をしたメニューの設定
- ・ 食べ残しが減るような意識啓発の店内表示、お客様への呼びかけ
（「おいしいふくい食べ切り運動」展開中 食べ残しを減らしましょう など）

- ・お持ち帰り出来る料理のメニューの設定
 - ・お客様からご希望があった場合に、お持ち帰りパック等を提供
 - ・地元食材を使ったおいしい料理の提供
 - ・その他、食べ残しが出ない取組
- 上記の取組を行う事業者を「おいしいふくい食べ切り運動」協力店とする
(申込制)

飲食店、料理店、ホテル等の方々へのお願い



外食時において、県民の皆さんに、おいしく食べきって食べ残しを減らしていただくために、次のような取組みへのご協力をお願いします。

- ハーフサイズや小盛りなど、食べ残しが出ない工夫をしたメニューの設定
- 食べ残しが減るような意識啓発の店内表示、お客様への呼びかけ
(「おいしいふくい食べ盛り運動」展開中！食べ残しを減らしましょう！など)
- お持ち帰りができる料理のメニューの設定
- お客様からご希望があった場合に、お持ち帰りパック等を提供
- 地元食材を使ったおいしい料理の提供
- その他、食べ残しが出ない取組み

※お客様が「食べ残し」を出さないよう、お客さまに応じた料理の提供や、ハーフサイズ・小盛り・持ち帰りできるメニューの設定などの取組みにご協力ください。

※ご賛同いただけるお店は、下表をご記入のうえ、FAXまたはメール等で、県循環社会推進課までご送付ください。

※「食べ盛り運動協力店」として登録し、県のホームページや広報誌等で紹介させていただきます。

食品販売店等の方々へのお願い

- ・「食材使い切りレシピ」や「残り物アレンジレシピ」等を紹介するコーナーの設置
 - ・生鮮食品の「食べ頃」表示
 - ・地産地消コーナーの設置
 - ・閉店間際などの割引販売
 - ・その他、無駄のない買い物(食品ロスが出ない)を手助けする取組
- 上記の取組を行う事業者を「おいしいふくい食べ切り家庭」応援店とする
(申込制)

食品販売店等の方々へのお願い



家庭において、おいしい食材をおいしく食べきってもらうために、次のような取組みによる家庭へのバックアップをお願いします。

- 「食材使い切りレシピ」や「残りものアレンジレシピ」等を紹介するコーナーの設置
- 生鮮食品の「食べ頃」表示
- 地産地消コーナーの設置
- 閉店間際などの割引販売
- その他、無駄のない買い物（食品ロスが出ない）を手助けする取組み

※ 「食品ロス」とは、賞味期限・消費期限切れや食べ残しなど、本来食べることができたものです。

※ 期限切れ間際の割引販売など、お店における「食品ロス」削減とともに、お客様が「食品ロス」を出さないよう食べきり家庭を応援する取組みにご協力をお願いします。

※ ご賛同いただけるお店は、下表をご記入のうえ、FAXまたはメール等で、県循環社会推進課までご送付ください。

※ 「食べきり家庭応援店」として登録し、県のホームページや広報誌等で紹介させていただきます。

県民の皆様へのお願い

家庭での取組

食材購入時

- ・ 買い物に出かける前に冷蔵庫を確認
- ・ ばら売り、量り売りを利用して必要な分だけを購入
- ・ 食べ切り家庭応援店などの食料販売店に提示してある「生鮮食品の食べ頃」や、「使い切りレシピ」等を参考に、必要な食材だけを購入

食事の時

- ・ できるだけ家族そろって食事する
- ・ 食べ物のお大切さ、食事のマナーを学ぶ
- ・ 自分が食べ切れる量（適量）を見つける

食事の後

- ・ 調理くずは再調理し、工夫して食材を使い切る
- ・ 食べ切れなかったものは、他の料理にアレンジ

外食時

- ・ 食べ切れないと思ったときは小盛りにできるかお店の方に聞く
- ・ 食べ切れなかった料理はお店の方に確認して、持ち帰る

宴会時等の取組

- ・出席者の性別や年齢などを店に伝え、適量を注文
- ・酒宴の席では、開始30分、終了10分など、席に立たずにしっかり食べる
- ・料理が沢山残っているテーブルから、少ないテーブルへ料理を分ける
- ・幹事さんや司会者の方は、宴会中に「食べ残しのないように」と声掛けを実施
- ・食中毒の危険のない料理を持ち帰り用として折詰で注文する

県民の皆様へのお願い

この運動は、県民の皆様のご協力が必要です。食べ残しを減らす取組みにご協力をお願いします。

家庭での取組み

- 食材を購入するときに気を付けましょう。**
 - ・買い物に出かける前に、**冷蔵庫を確認**しましょう。
 - ・**ばら売り、量り売り**を利用して必要な分だけ購入しましょう。
 - ・食べきり家庭応援店などの食料販売店に提示してある「生鮮食品の食べ頃」や「使い切りレシピ」等を参考に、必要な食材だけを購入しましょう。
- 食事のときに気を付けましょう。**
 - ・できるだけ家族そろって食べましょう。
 - ・食べ物のお大切さ、食事のマナーを学びましょう。
 - ・自分が食べきれぬ量（適量）を見つけましょう。
- 食事の後に気をつけましょう。**
 - ・調理くずは再調理し、工夫して**食材を使い切り**ましょう。
 - ・食べきれなかったものは、**他の料理にアレンジ**しましょう。

外食時の取組み

- ・食べきれないと思ったときは「**小盛り**できますか？」とお店の方に聞いてみましょう。
- ・食べきれなかった料理はお店の方に確認して、持ち帰りましょう。

⚠️ 持ち帰り時の注意事項 ⚠️

- ・食事の持ち帰りにあたっては、必ずお店の方に確認しましょう。お店によっては、持ち帰りできない場合もあります。
- ・飲食店で提供される料理は、その場で食べることを前提として調理されています。持ち帰り後は早く食べましょう。保存する場合は冷蔵庫に入れ、食べる前に十分加熱するなど、食中毒が発生しないよう注意しましょう。

宴会時等の取組み

- ・出席者の性別や年齢などを店に伝え、**適量注文**に心がけましょう。
- ・酒宴の席では、開始30分、終了10分など、席を立たずに**しっかり食べる時間**を作りましょう。
- ・料理がたくさん残っているテーブルから、少ないテーブルへ料理を分けましょう。
- ・幹事さんや司会者の方は、宴会中に「**食べ残しのないように!**」の声かけをしましょう。
- ・食中毒の危険のない料理を**持ち帰り用として折り詰めで注文**するなど、食べ残しがない注文の工夫をしましょう。

荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する基本的な考え方について

(答申案) 概要

1 現状と課題

(1) 現状

平成26年度現在、総ごみ量(1人1日当たり730g)及び総排出量(1人1日当たり880g)は、荒川区一般廃棄物処理基本計画の目標値(総ごみ量同年730g・総排出量同年900g)を達成しているが、リサイクル率については16.5%であり、目標値(同年20%)を達成していない。

(2) 課題

ごみの排出抑制の促進

生ごみ(厨芥類)の減量

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査(以下・同調査)では、家庭系可燃ごみの約52%、事業系可燃ごみの約48%が生ごみ(厨芥類)である。

(委員からの意見)

- ・区民への食品ロス削減の重要なポイントの発信が大事である。
 - ・食品ロスの啓発について、常時徹底して周知されるような状態にすべきである。
 - ・食べ物を無駄に作らないといった視点での取り組みが必要。
 - ・残った生ごみの水切りを徹底してもらうような仕組みを導入すべきである。
 - ・賞味期限に対しての周知が再度必要である。
 - ・福井県で実施している「おいしいふくい 食べきり運動」を参考にして欲しい。
- (家庭向けの料理教室・買い物に対しての普及啓発等)

(施策)

食品ロス削減に向けた周知の徹底
(区民向け)

- ・食べ切ることのできる調理法などを区民に周知すべきである。

もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集

- ・生ごみのリサイクルは、簡単なので普及させてほしい。

コンポスト・生ごみ処理機等の普及啓発及び購入助成

(委員からの意見)

- ・事業者への食品ロス削減の重要なポイントの発信が大事。
- ・レストラン等で、小盛のメニューを開発し、PRするよう啓発を行う。
- ・松本市では宴会時に3010運動の取り組みを実施。
- ・小売店は、夕方に売り切るような戦略をとるべきである。

(施策)

食品ロス削減に向けた周知の徹底
(事業者向け)

リサイクルの推進

可燃ごみ・不燃ごみに含まれる資源物の資源化

同調査では、家庭系可燃ごみの約9%が紙類(資源)、約4%が繊維類であり、家庭系不燃ごみの約10%がびん類(資源)、約3%が缶類(資源)である。荒川区一般廃棄物処理基本計画におけるリサイクル率の未達成

(委員からの意見)

- ・紙箱の紙製容器包装類(チョコレートの箱など)が資源であることを、子どもを対象としたリーフレット等で周知すべきである。
- ・区報等で雑紙の出し方についてイラストを用いて分かりやすく伝えるべきである。
- ・紙製容器包装類については、資源化できる紙とそうでない物との分別が難しいためきちんとした周知が必要である。
- ・八王子市が社会実験で1,500世帯に詳細な分別方法を記したリーフレットを配付したところ、2週間後には雑紙の回収量が1.4倍になった。情報提供が大事。

(施策)

資源化の更なる徹底に向けた取組の実施
(雑紙及び紙製容器包装類のリサイクルの推進)

- ・事業系の資源回収の方法(区収集では登録制・東京商工会議所荒川支部ではエコノミックリサイクル)を周知すべき。
- ・自社の事務所では、事業者の組合に少額の費用で古紙回収をお願いしている。

事業者への更なる働き掛け(紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)

- ・不燃ごみの中にびんが10.2%、缶が3.4%含まれている。資源として出してもらうよう真剣に考えるべき。

資源化の更なる徹底に向けた取組の実施
(びん・缶類)

- ・環境省が発表したリサイクル率の全国平均は20.6%であり、荒川区は全国平均よりも低い。全国平均を超えるにはどうすれば良いか考えるべき。

新たな資源回収に向けた取組の実施
(不燃ごみ・粗大ごみに含まれる資源)

区民の参画と協働

集団回収等のごみ減量・リサイクル事業を担う区民の高齢化に伴う世代交代
区と協働でごみ減量・リサイクル事業の普及啓発等を実施する区民である3R
リーダーの養成

(委員からの意見)

- ・地域の集団回収をされている方は年齢が高い方が多い。
若い世代の参加を促すため、子育て世代が興味を惹くような新しい仕掛けを作ることが必要。
- ・役所から3Rの取組を周知するより、区民からの周知のほうが納得感がある。
- ・荒川区低炭素地域づくり計画では、環境リーダー（環境や低炭素の知識を持った区民）が周知する仕組みがある。
- ・区と協働するキーパーソンとなる3Rリーダーの養成講座を定期的実施すべき。

(施策)

3Rリーダーの養成講座の実施

3Rリーダーとの協働（ごみ減量・リサイクル事業普及啓発）

適正排出の推進

水銀を使用している廃棄物の回収の検討・実施

中規模事業所及び小規模事業所への立ち入り調査等の実施

不適正排出指導を目的としたごみ集積所の状況把握の検討・実施

2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

～環境区民による質の高い循環型社会の構築～

(2) 基本方針の見直しについて

下記の理由により、改定時に基本方針を4つに増やし、施策を充実させる。
平成26年度のリサイクル率が16.5%であり、目標値（同年20%）を達成しておらず、全国平均の20.6%も下回っているため、資源化の更なる徹底や、新たな資源回収に向けた取組が必要となる。
生ごみの減量、3Rリーダーの養成等、新たな施策の充実を図る必要がある。

今後取り組むべき新たな課題及び施策の大幅増により、旧施策の「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」を、リデュース・リユース等を中心とした「基本方針1 排出抑制の促進」と、「基本方針2 リサイクルの推進」の2本に分ける。

旧施策の「基本方針1 環境区民による協働の推進」についても、3Rリーダーの養成及び協働等取り組むべき課題が多種多様となり、環境区民である区民や事業者との協働や参画を更に充実させていく必要があるため、「基本方針3 参画と協働体制の推進」とする。

(旧基本方針)

- ・ **基本方針1** 環境区民による協働の推進
- ・ **基本方針2** Rの充実によるごみ減量の推進
- ・ **基本方針3** 適正処理の推進



(新基本方針)

基本方針1 排出抑制の促進

生ごみを中心とした排出抑制の促進

基本方針2 リサイクルの推進

コストや環境負荷も配慮したリサイクルの推進

基本方針3 参画と協働体制の推進

環境学習の推進と3Rリーダーの養成・協働

基本方針4 適正排出の推進

環境に配慮した適正なごみの排出の推進

(3) 重点施策

基本方針をもとに、施策や事業を展開するにあたり、以下の4点を重点的に実施する。

- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみ(厨芥類)の減量
- ・ごみとして排出されている資源物の更なる資源化
- ・ごみ減量・リサイクル事業の環境区民との参画と協働
- ・清掃事業の適正排出の推進

荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に関する

基本的な考え方について

(答申案)

平成 28 年 3 月

荒川区清掃審議会

1 計画の改定について

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

2 現状と課題

- (1) 現状
- (2) 課題

3 基本理念・基本方針・計画の目標

- (1) 基本理念
- (2) 更なる施策の充実に向けた基本方針の見直し
- (3) 基本方針の見直し理由
- (4) 重点施策
- (5) 計画の目標

4 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針 1 排出抑制の促進

基本方針 2 リサイクルの推進

基本方針 3 参画と協働体制の推進

基本方針 4 適正排出の推進

5 計画の推進体制

- (1) 推進体制
- (2) 環境区民の役割と協働のしくみ
- (3) 荒川区清掃審議会
- (4) 計画の進行管理

1 計画の改定について

(1) 計画改定の趣旨

区は、平成24年3月に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成24年度から平成33年度まで）」に基づき、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」に向け、環境学習などの啓発活動や資源回収品目の充実、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

その間、国においては、平成15年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」が平成25年3月に改定され、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「質にも注目した循環型社会の形成」を軸として、低炭素社会・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の概念の高度化に取り組んでいます。また、水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約である「水銀に関する水俣条約」の採択・署名が平成25年10月に行われ、東京都では、水銀廃棄物の最終処分場での埋立処分をしないことを検討していくという方針が打ち出されました。

こうした中で、荒川区では、人口増加が続いており、平成27年4月に区の人口が21万人を超えました。その反面、景気後退の影響による産業活動の低迷などの社会情勢の中で、平成26年度における荒川区のごみと資源の総排出量は、減少傾向で推移しています。総ごみ量及び総排出量については、荒川区一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成いたしました。資源回収量及びリサイクル率については目標値の達成には至っておらず、排出抑制の促進やリサイクルの推進など更なる施策の展開を図る必要があります。

一方、（仮称）荒川区リサイクルセンターが整備され、Rの拠点としての役割が重要となっています。このリサイクルセンターは、資源の中間処理を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても、最大限に活用して行く必要があります。

平成23年度に策定した現行計画については、平成28年度をもって前半の5年間の経過します。これまでの計画の達成状況や、上記のような本区を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改定することとしました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

(3) 計画の期間

本計画期間は平成24年度を初年度とする平成33年度までの10年間となっており、景気の動向やリサイクル問題を取り巻く状況が急速に変化し続けている状況を考慮し、中間年である平成28年度に改定を行います。改定後の計画期間については、平成29年度から平成33年度までの5年間となります。

ただし、この期間に、社会・経済情勢の大きな変化などにより、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うこととします。

2 現状と課題

(1) 現状

荒川区では、平成23年度に策定した「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、近年の人口増加にも関わらず、ごみと資源の合計である総排出量は、平成26年度実績で平成22年度と比較し6.2%（区民1人1日当たり8.3%）減少し、総ごみ量も6.4%（区民1人1日当たり9.1%）減少しました。

しかし、平成26年度のリサイクル率は16.5%であり、平成22年度と比較し上昇値は0.1ポイントのみとなっており、横ばい状態となっています。

横ばい状態である理由としては、景気の影響もあり総排出量が年々減少しており、資源も総排出量に伴い減少していることと、新聞・雑誌等の購読者の減少により古紙回収量が年々減少していることがあります。

このような状況の中で、資源回収量及びリサイクル率を上げていくためには、排出量に含まれる資源回収量と総ごみ量の比率を変えていく必要があります。

(2) 課題

ごみの排出抑制の促進

循環型社会の実現に向けて、今後更に環境負荷の低減を進めていくためには、3Rのうちリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を優先させること、すなわち、ごみを発生させない、繰り返し使用する等、廃棄物の発生自体を抑制することが課題となっています。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査では、家庭系可燃ごみの約52%、事業系可燃ごみの約48%を生ごみ（厨芥類）が占めているため、特に生ごみ減量はごみの排出抑制の最重要課題となっています。区民及び事業者に向けて、食品ロス削減を中心とした生ごみ排出抑制を促進する必要があります。

また、上記のごみ排出原単位等実態調査では、1人世帯の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の1人1日当たりの排出量は、すべての項目において、他世帯を大きく上回っていました。単身世帯や、若い世代を対象としたごみ減量・リサイ

クル推進の周知不足が課題となっています。区報やホームページによるPRに加えて、単身世帯や若い世代向けにごみや資源の出し方・分別方法を周知する他の方法を検討する必要があります。

リサイクルの更なる充実

平成26年度時点で、目標値未達成である資源回収量及びリサイクル率の向上を目指すためには、リサイクルの更なる充実を図ることが課題となります。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査では、可燃ごみの中にリサイクル可能な紙類が9%、古布等の繊維類が約4%含まれていました。また、家庭から出た不燃ごみの中にリサイクル可能なびん類が約10%、缶類が約3%含まれていました。そのため、これらの資源を適切に分別してもらう必要があります。特に、リサイクル可能な紙類の中でも紙製容器包装類については、多様な形態となっており、資源化できるかどうかの判断が難しいため、回収品目や方法を詳しく分かりやすく周知していくことが重要となります。

事業者については、事業系の資源回収システム(区収集では登録制・区以外の古紙等のリサイクルシステム等)の加入率が低く推移しています。このため、事業系の資源回収方法の事業者への周知を充実する必要があります。

また、不燃ごみや、粗大ごみの中にも、資源として活用できるものが多く含まれています。資源回収量及びリサイクル率を向上させていくためには、これらの資源化を早期に検討・実施する必要があります。

平成28年10月に開設の(仮称)荒川区リサイクルセンターは、資源の中間処理を行う重要な拠点となります。リサイクルの更なる充実を図るためには、リサイクルセンターを最大限に活用し、現在回収している資源品目に加えて、リサイクルセンターを拠点として新たな品目の回収を積極的に実施していく必要があります。

区民の参画と協働

区が行政主体で、ごみ減量・リサイクル推進のための施策を打ち出すだけでは、効果に限界があります。質の高い循環型社会の実現に向けて、区民の意識を高めていき、区との積極的な参画協働を進めていくことが課題となります。

現在実施している環境教育・環境学習に加え、ごみ減量の重要課題である食品ロス削減のための普及啓発イベントや、園児や小学生向けの環境教育を行っていく必要があります。また、(仮称)荒川区リサイクルセンターを活用した小中学生の社会科見学、区民向けの施設見学会などの環境学習を実施することも重要です。

一方、集団回収等のごみ減量・リサイクル事業を担う区民の高年齢化が進んでおり、子育て世代等の若い世代にごみ減量・リサイクル事業に関心を持ってもらう必要があります。今後は、若い世代が主体となってごみ減量・リサイクル事業の普及啓発を区と協働で行っていただけるよう、地域のごみ減量・リサイクル推進活動を担う3Rリーダーを養成していくことが重要となります。

適正排出の推進

ごみ減量への取組がなされた後、排出されたごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理する必要があります。

適正処理体制を維持していくためには、区民・事業者による適正排出が課題となっています。

平成26年度のごみ排出原単位等実態調査における事業者アンケートでは、区のごみ収集にごみ処理券を貼らずに排出していると回答した事業者は、可燃ごみで13.2%、不燃ごみで14.9%、生ごみで14.9%あり、区民や事業者の適正排出の徹底を目指して指導の強化を図るなど、ルール・マナー違反への対応が必要となっています。

そのために、ごみ(資源)の排出に関しては、適正排出を目的としたごみ集積所(資源回収拠点)の状況を把握するための方策を検討する必要があります。

区においても、効率性や環境に配慮しながら、収集・運搬体制を確保することが重要となります。

また、事業所への立ち入り調査の範囲を、大規模事業所だけでなく、中規模事業所や小規模事業所に対しても拡大し、適切な助言や指導を行っていく必要があります。

平成25年10月に採択・署名された「水銀に関する水俣条約」を受けたことに際し、区においても環境保護の観点から、水銀が含まれている廃棄物の収集・処分方法についての検討が必要となります。

3 基本理念・基本方針・計画の目標

(1) 基本理念

基本理念 環境区民による質の高い循環型社会の構築

平成23年3月に発生した東日本大震災は、甚大な被害とともに、私達の生活に多大な影響を及ぼし、これまで当然のごとく供給されてきたエネルギーや資源について、その有限性を意識せざるを得ない状況をもたらしました。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会に終止符を打ち、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」への転換を図るべきと考えます。

そのためにも、荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民〔 〕が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指すべきと考えます。

- ・〔 〕「環境区民」… 環境基本計画において「まちのつながり」と「大切に
するところ」を併せ持ち、実践する主体である区民・事業者・区（行政）全体を環境を支える区民として位置付け、「環境区民」という総称で表現したものです。

【環境区民の主要な役割】

（区 民）

- ・ 一人一人がごみとの関わりについて理解を深め、ごみの減量化・再資源化に努める
- ・ ごみの発生・排出抑制を意識してライフスタイルを見直す
- ・ 3Rリーダーとして清掃リサイクル事業の普及啓発

（事業者）

- ・ 排出事業者責任の原則のもとでのごみの適正処理
- ・ 事業活動におけるごみ減量・リサイクルの推進

（区（行政））

- ・ 一般廃棄物処理の統括的責任
- ・ 循環型社会の構築に向けたシステムの整備・進行管理
- ・ 区民や事業者へのごみ減量・再資源化の情報発信や指導
- ・ 東京都や東京都二十三区清掃一部事務組合との連携、国・都への制度の見直しなどの働きかけ

(2) 更なる施策の充実に向けた基本方針の見直し

現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に、基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を実現させるために、「基本方針1 環境区民による協働の推進」、「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」、「基本方針3 適正処理の推進」の3つの基本方針を掲げました。

今回の改定では、上記の基本方針を更に充実させ、新たに掲げた4つの基本方針を基に、施策や事業を展開してきます。

【荒川区一般廃棄物処理基本計画の作成時に掲げた基本方針】 平成23年度

- ・ **基本方針1** 環境区民による協働の推進
- ・ **基本方針2** Rの充実によるごみ減量の推進
- ・ **基本方針3** 適正処理の推進



【荒川区一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて掲げた新基本方針】 平成28年度

基本方針1 排出抑制の促進

ごみ減量については、まずは排出抑制によりごみの量を減らすことに努めることが重要です。生ごみを中心とした排出抑制の促進を進めていきます。

基本方針2 リサイクルの推進

排出抑制・再使用の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としてリサイクルを推進します。

基本方針3 参画と協働体制の推進

環境区民である区民・事業者一人一人が環境問題に正しい知識を持ち、行動することが求められることから、環境教育や環境学習の推進に加え、地域のごみ減量リサイクル推進の啓発を地域で担う区民である3Rリーダーを養成していきます。

基本方針4 適正排出の推進

環境に配慮した適正なごみの排出を推進する必要があります。

(3) 基本方針の見直し理由

従来の「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」の2本化
「基本方針1 排出抑制の促進」・「基本方針2 リサイクルの推進」へ

現行の荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定時に掲げた3つの基本方針の1つである「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」については、リデュース・リユース・リサイクル等の3Rを中心とした施策を掲げていました。

今回の改定では、生ごみ減量の一環として食品ロス削減のための取組や、リサイクルできる紙類（特に紙製容器包装類）の資源回収の推進、事業系の資源回収方法（古紙等のリサイクルシステム等）の周知、平成28年度に開設される（仮称）荒川区リサイクルセンターの活用（Rの拠点として更なる3R活動を行っていき、普及啓発の場としても活用していく）、不燃ごみ・粗大ごみの資源化、地域のごみ減量・リサイクル推進活動を担う3Rリーダーの養成など、今後取り組むべき新たな施策が大幅に増えました。

そのため、従来の「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」を、新たに、リデュース・リユース等を中心とした「基本方針1 排出抑制の促進」と、「基本方針2 リサイクルの推進」に基本方針を2本に分け、更なる施策の充実を図ることとしました。

従来の「基本方針1 環境区民による協働の推進」の更なる充実
「基本方針3 参画と協働体制の推進」へ

従来の「基本方針1 環境区民による協働の推進」についても、環境教育の更なる充実や、ごみ・リサイクルに関する情報の更なる見える化、ごみ減量やリサイクル推進の啓発を地域の方が担う3Rリーダーの養成及び協働など今後取り組むべき課題が多種多様となりました。このように、環境区民である区民や事業者との協働や参画を重視した施策の更なる充実が必要となってくることを踏まえて、施策を新たに「基本方針3 参画と協働体制の推進」としました。

(4) 重点施策

基本方針をもとに、施策や事業を展開するにあたり、以下の4点を重点的に実施する必要があります。

- ・可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量
- ・ごみとして排出されている資源物の更なる資源化
- ・ごみ減量・リサイクル事業の環境区民との参画と協働
- ・清掃事業の適正排出の推進

(5) 計画の目標

<目標値の設定>

基本理念の実現に向けて、荒川区では、5年後の平成33年度を見据え、リデュース（排出抑制）、ごみ減量化及びリサイクル推進の具体的な数値目標を設定する必要があります。

リデュース（排出抑制）の目標値

【指標】

1人1日当たりの総排出量（総ごみ量 + 資源回収量）

〔総排出量（総ごみ量 + 資源回収量） / 人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】

平成22年度 0.96kg 平成26年度 0.88kg (0.08kg ・ 8.3%)

【目標値】

平成33年度までに、1人1日当たりの総排出量をさらに16.7%削減
します(平成22年度比)

1人1日当たり160gのリデュース（排出抑制）

【参考】目標達成時の平成33年度総排出量は、64,140tです。

(平成33年度の推計総排出量は、74,920tです。)

差 10,780t

ごみ減量化の目標値

【指標】

1人1日当たりの総ごみ量（資源回収量を除く。）

〔総ごみ量（資源回収量を除く。） / 人口（年度内4月1日現在）〕

【達成状況】

平成22年度 0.8kg 平成26年度 0.73kg (0.07kg ・ 8.8%)

【目標値】

平成33年度までに、1人1日当たりの総ごみ量をさらに25%削減します
(平成22年度比)

1人1日当たり200gのごみ減量化

【参考】目標達成時の平成33年度総ごみ量は、48,082tです。

(平成33年度の推計総ごみ量は、62,353tです。)

差 14,271t

リサイクル推進の目標値

【指標】

リサイクル率

$〔資源回収量 \div (総ごみ量 + 資源回収量) \times 100〕$

1人1日当たりの資源回収量(総ごみ量を除く。)

$〔資源回収量(総ごみ量を除く。) / 人口(年度内4月1日現在)〕$

【達成状況】

平成22年度 16.4%

平成26年度 16.5% (+0.1ポイント)

【目標値】

平成33年度までに、リサイクル率を25%にします

1人1日当たり200gの資源化

【参考】目標達成時の平成33年度リサイクル量は16,058tです。

(平成33年度の資源回収量推計値は12,567tです。)

差 4,417t

人口(各年度内4月1日現在)は、平成26年度までは実数値、平成28年度以降は推計値を用いています。

4 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

基本方針 1 排出抑制の促進

ごみ減量については、3Rの実践が有効な手段ですが、資源化の前にまずは、排出抑制や再使用等によりごみの量を減らすことが重要です。

そのため、区は、区民・事業者に排出抑制について積極的に働きかけを行っていく必要があります。

特に、生ごみ（厨芥類）が家庭系可燃ごみの約52%、事業系可燃ごみ約48%を占めており、生ごみの削減はごみの排出抑制の要となります。区は、生ごみの減量や食品ロスの削減事業を重点的に取り組む必要があります。

施策 家庭系ごみの排出抑制

排出抑制の取組み主体は区民であり、区民一人ひとりがごみ減量意識を高め、日常生活で実践することが重要であると考えます。

今回の改定では生ごみの減量や食品ロスの削減を中心に家庭系ごみの排出抑制をしていく必要があります。

（今後の方向性）

生ごみの減量や食品ロスの削減について、区報や区ホームページでの周知はもとより、区で開催されるイベント（環境清掃フェア等）のブース出展などのPR活動が必要です。

家庭で実践できる食品ロスを減らすためのレシピやアイデアを募集し、区報、ホームページで紹介していく必要があります。

区の3Rに関するイベント開催時などに、家庭で余った食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人を支援する事業などを行う必要があると考えます。

施策 事業系ごみの排出抑制

事業者は自ら排出するごみの排出抑制に努めるとともに、区民の排出抑制を支援する役割を有しています。特にごみ減量の要となる生ごみ減量や食品ロス削減のための取組を重点的に行う必要があります。

区は事業者の排出抑制について、積極的に取り組むよう働きかける必要があります。また、区は一事業者として自ら排出抑制に努めなければなりません。

(今後の方向性)

事業系食品ロス削減のための取組として、食品ロス削減に協力する店舗を募集する必要があります。お客様に対し、宴会時のコース料理食べ切り(3010運動)の声掛けや、小盛メニューの案内等を実施する店舗については、区報やホームページ等で紹介することが非常に有効であると考えます。

3010運動……会食や宴会などで乾杯後の30分間と、閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

施策 再使用の推進

再利用(リユース)に関わる事業を通じて、ものを大切に再利用するよう普及啓発を推進することでごみの排出抑制に努めていく必要があります。また、修理や部品交換を行い、愛着を持って長く使用するよう普及啓発していくことも必要です。

基本方針2 リサイクルの推進

平成26年度時点での区のリサイクル率は、16.5%であり、全国平均(平成25年度)の20.6%に比べ、4ポイント以上下回っています。

また、平成33年度の数値目標である25%を大きく下回っており、数値目標を達成するためにも、区民や事業者に対して、資源の分別の徹底を図るための普及啓発に加え、新たな資源品目の回収が大変重要であると考えます。

施策 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施

平成28年10月に区のリサイクル事業の拠点となる(仮称)荒川区リサイクルセンターが開設します。このリサイクルセンターを最大限に活用し、かつリサイクル率を向上させていくためには、資源化の更なる徹底が重要であると考えます。

特に、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化が可能な品目については、資源として排出してもらうよう更に徹底した取組を行う必要があります。

(今後の方向性)

(仮称)荒川区リサイクルセンターでは、循環型社会の構築へ向けたRの推進のため、資源の長期的に持続可能な安定した中間処理を行っていく必要があります。

資源化が可能な品目(特に紙製容器包装類・古布・びん・缶類)については、適正に資源として排出するよう働きかけていく必要があります。

施策 新たな資源回収に向けた取組の実施

現在回収している資源に加え、新たな資源となる品目の回収を行っていくことにより、リサイクル率の向上及び目標値達成を目指していく必要があります。

(仮称)荒川区リサイクルセンターでは、資源となる品目の回収を積極的に行っていく必要があります。

(今後の方向性)

区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる資源をピックアップ回収などを活用し、新たな資源として回収を行っていく必要があります。

施策 事業系リサイクルの推進

家庭系のリサイクルだけではなく、事業系のリサイクルの推進も取り組んでいく必要があります。また、事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクルの周知等、自主的なリサイクルシステムを構築するよう働きかけていく必要があります。

基本方針3 参画と協働体制の推進

ごみ減量のためには、食品ロス削減のための普及啓発を含めた環境教育等の普及啓発活動を実施していくことが重要です。

また、区(行政)だけではなく、区民・事業者が主体となり、ごみ減量・リサイクル事業を協働で推進していく体制を築いていく必要があります。

施策 環境教育を通じた普及啓発活動

食品ロス削減に関する内容を含めた環境教育による普及啓発活動を充実していく必要があります。また、(仮称)荒川区リサイクルセンターを活用した普及啓発活動を実施する必要があります。

(今後の方向性)

保育園児・幼稚園児に対して、各園で実施している食育等と併せて食品ロスについて学べるような啓発を行う必要があります。

また、小学校全児童に対しても、食品ロス削減のためのリーフレット等を活用した授業を通じて学習することで、児童及び保護者に対して食品ロスについての理解を深めてもらう必要があります。

(仮称)荒川区リサイクルセンターでは、小中学生の社会科見学や区民による施設見学会、リサイクル関連の講座・教室などによる積極的な普及啓発活動を実施する必要があります。

施策 地域に根付いた協働及び普及啓発活動

ごみ減量やリサイクル推進の啓発は、区の主体のみで行うだけではなく、地域で担う区民と協働しながら実施する必要があります。

(今後の方向性)

清掃・リサイクル推進の啓発を地域で担う区民である3Rリーダーを養成していく必要があると考えます。また、ごみ減量・リサイクルの普及啓発は区と3Rリーダーが協働しながら実施していく必要があります。

施策 ごみ減量・リサイクルに関する情報の見える化

区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持ってもらうために、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費等についての更なる見える化を行っていくことが必要です。

また、上記の3Rリーダーの養成事業等の取組や、食品ロス削減に取り組む優良な事業者の事例等を、区民や事業者に対し発信していく必要があります。

基本方針4 適正排出の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために適正に処理する必要があります。そのためには、区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進していく必要があります。同時に、区は、効率性や環境に配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進する必要があります。

施策 清掃事業の適正な運営

生活環境を保全するため、適正な清掃事業の実施と効率的な収集運搬体制の構築に努めていく必要があります。

(今後の方向性)

血圧計や体温計などの水銀の入った廃棄物については、環境保護の観点から回収方法を検討し、実施していく必要があります。

施策 家庭系ごみの適正排出の推進

分別は適正処理の基本であることから、適正な排出をするための様々な取組を実施する必要があります。

区が実施するふれあい指導や従来の区による戸別訪問収集だけではなく、集団回収で地域の方々が外出の難しいご高齢の方の手助けを行うといった温かい取

組が地域に根付いていますので、今後も大切に見守る必要があります。

(今後の方向性)

不適正排出に対する指導助言を目的としたごみ集積所(資源回収拠点)の状況を把握するための方法を検討する必要があります。

施策 事業系ごみの適正排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言や指導を行っていく必要があります。

(今後の方向性)

事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物に加え、1,000㎡以上の要綱指導対象事業所、更には小規模な事業所に対しても、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行っていく必要があります。

不適正排出に対する指導助言を目的としたごみ集積所の状況を把握するための方法を検討する必要があります。

5 計画の推進体制

(1) 推進体制

3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区（行政）の協働により推進し、基本理念の達成を目指していく必要があります。

(2) 環境区民の役割と協働のしくみ

質の高い循環型社会の実現には、環境区民である区民・事業者・区（行政）の三者がそれぞれ相互に連携し、協働することが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが環境区民としての役割を自覚し、実践することが大切です。

区民の役割

区民は、ごみの排出ルール・マナーを守ることはもとより、ごみの排出抑制・リサイクルを意識して、現在の生活態度を見直すことなどにより、ごみの減量化・再資源化に努める必要があります。

荒川区の地域特性を生かして、協働の取組の一つとして「集団回収」がごみ減量の大きな役割を担っています。

区民一人ひとりが廃棄物との関わりについて理解を深めることにより、積極的に参加していく必要があります。

また、ごみ減量・リサイクル推進の啓発を地域で担う区民である3Rリーダーを養成し、区と協働でごみ減量・リサイクルの普及啓発を実施していきます。

事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づく適正処理はもとより、事業活動におけるごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進など、環境に配慮した事業活動が求められています。

また、ごみの発生は光熱水費と同様、コスト要因であることから、経営の観点からも、ごみ減量に対する意識付けを行っていく必要があります。

区（行政）の役割

区（行政）は区内最大の事業所としての責任を自覚し、全部署が一体となった体制を整備・確保し、「荒川区役所エコアクティブプラン」を実践していく必要があります。また、区（行政）はコーディネーター（調整役）として、「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換の必要性を呼び掛けるとともに、ごみの発生から処理・処分までの全体調整を行い、資源循環型社会の構築に向けたシステムを整備し、その進行管理を行い、ごみの減量化・再資源化を推進する役割を担っています。

区民へごみの減量化・再資源化に関する情報を効果的に提供し、集団回収への積極的な参加を促し、ごみについての理解を深めていく必要があります。

事業者に対しては、適正処理に向けた指導を行うとともに、分別や減量化への呼びかけや事業者の創意工夫により実施しているごみ減量に関する取組の情報を収集して環境区民へ発信していく必要があります。

また、環境区民に対して、リサイクルの最終的な姿まで見えるようにするなど、循環がきちんと見えるような情報提供をしていく必要があります。

さらに、国などに対して、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという拡大生産者責任の一層の徹底に向けて、容器包装リサイクル法の見直しなどの制度の改善などについて、制度の改善や財政措置の充実等について継続的に働き掛けていく必要があります。

また、清掃事業の主体として、効率性や環境にも配慮しながらごみの適正処理を行う必要があります。

(3) 荒川区清掃審議会

区民・事業者・区（行政）・学識経験者等の代表により構成される「荒川区清掃審議会」の中で、循環型社会の実現に向けた課題や課題に対する基本的な考え方を審議し、環境区民間での相互理解を高め、区の施策に反映していく必要があります。

(4) 計画の進行管理

目標を達成するために、達成状況の客観的な評価を行いながら、改善を図り、計画的・効果的に実施していく仕組みを確立する必要があります。進捗状況、達成状況について、行政評価にも用いられている計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを適切に運用し、継続的・段階的に改善を図りながら計画を発展的に実施していくことが求められます。

また、区のホームページなどで積極的に情報を公表し、区民・事業者・区（行政）の協働による計画の着実な推進を図っていくことが重要です。

本計画に掲げた各種施策を推進するとともに同時に、荒川区低炭素地域づくり協議会が平成 22 年 10 月に策定し、平成 27 年度に改定を行った「荒川区低炭素地域づくり計画」に盛り込んだ、一般廃棄物処理基本計画に基づく「ごみの排出抑制を主眼とする 3 R の推進」の取組についての点検、評価、見直しを行うなど、他の施策との整合性を取っていくことが求められます。

今後の予定

昨年度開催日程

26年度		
1	平成27年 3月16日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任 ・荒川区の清掃・リサイクル事業の現状 ・荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況 ・今後の予定

今年度開催日程

27年度		
1	平成27年 8月3日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員の紹介 ・諮問（荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について） ・前回の審議内容の確認及び回答 ・ごみ排出原単位等実態調査の結果について ・荒川区一般廃棄物処理基本計画の施策の分析について ・（仮称）荒川区リサイクルセンター整備状況について
2	平成27年 11月25日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議内容の確認及び回答 ・現状の課題整理及び見直し
3	平成28年 3月10日 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議内容の確認及び回答 ・一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申案）

28年度		
1	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申最終案）
2	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方について（答申） ・一般廃棄物処理基本計画（改正案）について ・（仮称）荒川区リサイクルセンター建設工事進捗状況視察
3	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の任期満了に基づく委嘱並びに新会長及び副会長選任